人事異動

財務省

（財務総合政策研究所次長）財務事務官　田中　修

財務総合政策研究所長事務代理を免ずる（会計センター次長）同　古田　隆好

会計センター所長事務代理を免ずる（大臣官房審議官）同　吉田　正紀

国際局長浅川雅嗣外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（以上二月十日）

環境省

（地球環境局国際連携課地球環境情報分析官）環境技官　松本　公男

辞職を承認する（二月十三日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から平成二十六年十月二十四日オーストリア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、一月二十六日御答信があった。

御答電

天皇皇后両陛下から平成二十六年十二月十日ベルギー国国王陛下へ発せられた御弔電に対し、一月二十三日御答電があった。

天皇陛下から平成二十六年十二月十五日バーレーン国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、一月二十八日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の一第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十七年二月十六日

外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十七年三月二十二日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、外務大臣に対し異議申立てができます。異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければなりません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏　名　長田　慎一

生年月日　昭和五十六年六月三十日生

旅券申請上の住所　東京都世田谷区

二、返納すべき旅券

旅券番号　ＴＬ〇〇〇八三八四

発行年月日　平成二十五年九月二十七日

旅券名義人　長田　慎一

三、返納すべき理由

当該旅券名義人は、平成二十六年十一月十四日、東京簡易裁判所から、詐欺事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十七年一月十六日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

中国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成27年２月16日

中国地方整備局長　尾藤　勇

道路の種類	路線名	区　間
一般国道	9号	江津市江津町908番13から同市江津町938番12までの上り線

登録小型船舶教習所の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十五の規定により次の小型船舶教習所を登録したので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十七年二月十六日

関東運輸局長　又野　己知

(一) 登録年月日　平成二十七年一月五日

(二) 登録番号　関小教第二十一号

(三) 登録小型船舶教習実施機関の名称　合同会社ＲＡＫＵＳＵＲＵ

(四) 住所　千葉県船橋市若松二丁目八番五棟一〇二号

(五) 代表者の氏名　松原　久三

(六) 登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地

合同会社ＲＡＫＵＳＵＲＵＭＡＲＩＮＥＧＡＴＥ

千葉県船橋市若松二丁目八番五棟一〇二号

(七) 登録小型船舶教習所の種類及び区分

特殊小型船舶操縦士第一種教習所

労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

中部運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第１号）、中部海上旅客運送業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第３号）及び中部漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成27年２月16日

中部運輸局長　野俣　光孝

１．中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「241,400円」を「243,350円」に、「224,950円」を「226,900円」に、「182,850円」を「184,750円」に、「173,700円」を「175,450円」に改める。

２．中部海上旅客運送業最低賃金第４項中「238,300円」を「240,000円」に、「177,500円」を「178,000円」に改める。

３．中部漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「192,000円」を「198,300円」に改める。

４．中部漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「192,200円」を「198,500円」に改める。

附　則

この公示は、平成27年３月18日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

商号登記抹消公告

営業所　福島県いわき市平字三町目23番地

商　号　丸亀中野呉服店

上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から30日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成27年２月16日

福島地方法務局